「ビジネスと人権に関する国連指導原則」国別行動計画(NAP) 策定の鍵はマルチステークホルダーエンゲージメントにあり

山田 美和

- 日本政府が NAP 策定のコミットメント表明。策定プロセスの透明性の確保、マルチステークホルダーの参画が有効かつ支持される NAP へと導く。
- ビジネスがもたらしうる人権への負のインパクトを洗い出し、現行制度を点検する基礎調査 が課題の優先度、具体的な政策の特定に必須。
- NAP 策定プロセスにおける省庁間の協働が指導原則が求める政策の一貫性を実現する。

2016年11月16日第5回国連ビジネスと人 権フォーラム (United Nations Forum on Business and Human Rights) の『ビジネスと人 権に関する国連指導原則』(指導原則)に係る国 別行動計画セッションにおいて、在ジュネーブ 日本政府代表部大使がステートメントを発した。 「我が国は、指導原則の履行にコミットしてい る。この観点から、今後数年以内に国別行動計 画を策定すべく、現在、外務省、法務省、経済 産業省、厚生労働省等と予備的な協議を開始し ている段階。国別行動計画の策定の過程におい て、ビジネス及び市民社会の声を聞き、バラン ス良く反映させるとともに、企業の責任ある行 動を促していきたいと考えている」。翌12月22 日、持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部で決 定された SDGs 実施指針付表に「ビジネスと人 権に関する国別行動計画の策定」が明記された。 これにより日本政府による NAP 策定の正式な コミットメントが表明された。

NAP は、指導原則に従って各国政府が立案し執行する政策文書である。指導原則を具体的に実践するための効果的手段として、NAP 作成を推奨する国連ビジネスと人権ワーキンググループによる報告書が 2014 年国連総会に提出されている。2015 年 G7 エルマウ宣言には、G7 各国の NAP 作成の努力を歓迎する旨が記された。さらに 2016 年 4 月ドーハで開催された、国連ビジネスと人権フォーラムアジア地域会議に関する国連 WG 報告書には、「アジア地域における

G7 国としてのリーダーシップを」と日本が明示されている(A/HRC/32/45/Add.2)。米国、ドイツが 2016 年 12 月 16 日、同月 21 日にそれぞれ NAP を公表した現在、日本の NAP 策定はグローバルな期待にどのように応えることができるのか。

#### 問題の見える化として NAP 策定

指導原則の問題意識は、企業などの経済的アクターがもたらす影響の大きさと、それがもたらす人権への負の側面を適切にコントロールできない社会側の能力のギャップ(=ガバナンス・ギャップ)の存在にある。そのギャップをできるだけ少なくしようとするのが指導原則である。ビジネスと人権に関して、様々なマルチステークホルダーからのニーズとギャップ、具体的かつ実行可能な政策と目標を明らかにするプロセスによって、企業による人権侵害を防止し、人権保護を強化する。すなわち問題の見える化としてNAP策定プロセスがある。

### プロセスの透明性とマルチステークホルダ 一の関与

策定プロセスにおけるマルチステークホルダーの関与が NAP 自体の実行性、有効性につながる。企業にとってもステークホルダーとのエンゲージメントが重要となるなかで、NAP 策定プロセスは政府、企業、市民のエンゲージメントの機会を醸成する。

# 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」国別行動計画(NAP)策定の鍵は <mark>マルチステー</mark>クホルダーエンゲージメントにあり

各国の策定プロセスにおいて、多くのステー クホルダーが関与している。たとえばオランダ (2013年12月 NAP 公表)では、指導原則の実 行に関するアイデアについてビジネス界、市民 社会団体などと 50 ものコンサルテーションを 行なっており、その議論を NAP の中心にすえて いる。相容れなかった論点も明記することによ り、継続的取り組みの課題が理解できる。デン マーク(2014年4月 NAP 公表)では、ビジネ ス、金融、CSO(市民社会組織)、地方自治体、 労働組合を代表するメンバーで構成する評議会 との協議がおこなわれ、その提案が NAP 本体の メインになっている。ドイツでは関係省庁から のメンバー、雇用者団体、商工会議所、CSO、 労働組合、アドバイザーから成るステアリング グループが複数のコンサルテーションを行ない 幅広い意見を集めた。いずれも NAP 策定着手か らその完成、公表まで2年あまりを要し、マル チステークホルダーとのエンゲージメントに時 間をかけている。

アジア経済研究所が 2016 年 6 月に開催した 国際シンポジウム「責任あるビジネス・責任あ るサプライチェーン『ビジネスと人権に関する 国連指導原則』を日本はどのように活かせるか」 の参加者へのアンケートでは、NAP策定プロセ スへの関与に高い関心が示されている(有効回 答のうち 84%が関心あり)。企業参加者からは 「海外でのビジネス展開に避けられないプロセ ス」「企業セクターの声を反映したものとすべき」 「日本企業がグローバルな競争力を高めるうえ で力になる」などの意見が挙げられた。CSO参 加者からは「マルチステークホルダープロセス による策定を期待する」「ステークホルダーによ る参画、対話が重要」などの意見がよせられた。

# 現状認識の重要性―日本のビジネスの人権 リスクの認識と洗い出し

有効な NAP を策定するためには、現状の正確 な把握、基礎調査が不可欠である。日本の国内 外のビジネスが人権に与える負のインパクトに ついて調査し特定し、取組むべき課題の優先順 位をつける。様々な地域、分野における人権リ スクを把握するためには、企業、CSO、労働組 合など多くのステークホルダーとのワークショ ップや調査が必要である。当研究所が 2016 年 度にジェトロ現地事務所と行なったミャンマー やマレーシアでのワークショップでは、下請け

の労働状況、外国人労働者の権利、宗教や人種 にかかる差別、立ち退きなど土地に関する権利、 人権リスクという認識自体の欠如などが課題と して明らかになった。

日本のビジネスが与えうる人権への負のイン パクトを認識したうえで、それを軽減、防止す るためには現行制度ではどう対応できているの か、いないのか。現況の制度を指導原則に照ら して点検をおこなう。これが確かな情報とエビ デンスにもとづいた NAP 策定へと導く。この基 礎調査は政府内のみで行うのではなく、関係す るステークホルダーを参加させ多くのインプッ トを得ることが、より確固な基礎をつくること になる。ICAR(国際企業説明会議)とデンマー ク人権研究所が作成した NAP 策定ツールキッ トには指導原則に照らした現行制度の点検をお こなう基礎調査表のテンプレートがあり活用で きる(当研究所サイトで当該ツールキットの邦 訳を掲載)。

#### 政策の一貫性―省庁間の協働による指導原 則の実現

指導原則は人権を保護する国家の義務として 政策の一貫性を求めている。特定のイシューは 特定の省庁の管轄という割り振りはせず、様々 なイシューについて省庁間の会合を行い、課題 の理解と共有、政策の一貫性を保つことが求め られる。たとえばサプライチェーン上の労働者 の問題は、労働者だから労働問題を所轄する部 署のみならず、産業政策や通商政策、外交政策 に関係する。英国、米国、ドイツなどの NAP を みると、サプライチェーン上における人身取引 や強制労働をなくす施策は、企業の非財務情報 開示、公共調達、国際援助、在外公館の機能な どに関連している。NAP策定プロセスにおいて、 所掌を越えた省庁間の課題共有や意見交換の場 が形成されること自体が、政策の一貫性という 指導原則の実行につながる。主要イシュー毎に 政府、企業、CSO 等のマルチステークホルダー が会することは、そのような場を具体的に設け ていること、そしてその議論の過程そのものが 政府、企業、市民社会にとって財産になる。ひ いては日本の総合的競争力を高めることにつな がるであろう。

(やまだ みわ/新領域研究センター 研究グループ長)